（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第三条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求）	（中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一～二の三　（略）	一～二の三　（略）
三　基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	三　国民年金手帳（国民年金手帳を添えることができないときは、その事由書）
四・五　（略）	四・五　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）
（給付に関する通知等）	（給付に関する通知等）
第二十九条　（略）	**第二十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第二条の規定によつて請求書に添えて基礎年金番号通知書が提出されているときは、これを第一項の通知書に添えて、当該受給権者又は請求者に返付しなければならない。	3　厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第二条の規定によつて請求書に添えて国民年金手帳が提出されているときは、これを第一項の通知書に添えて、当該受給権者又は請求者に返付しなければならない。
4　（略）	4　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第四条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　雑則（第八十四条―第百三十五条）	第五章　雑則（第八十三条の八―第百三十五条）
附則	附則
（基礎年金番号）	（基礎年金番号）
第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第十四条の厚生労働省令で定める記号及び番号は、第十条第一項及び厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条第一項の規定により交付された基礎年金番号通知書に記載された記号番号をいう。	**第一条**　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第十四条の厚生労働省令で定める記号及び番号は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる記号番号をいう。
（削る）	一　国民年金手帳の交付を受けた者（次号に規定する者を除く。）　国民年金手帳の記号番号
（削る）	二　第八十三条の八の規定により通知書の交付を受けた者　当該通知書に記載された記号番号
2　（略）	2　（略）
（法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第七項第三号並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）	（法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第八項第三号並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第八項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）
第一条の二　法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第一項第一号及び第七項第三	**第一条の二**　法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第七項第五号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第一項第一号及び第八項第三